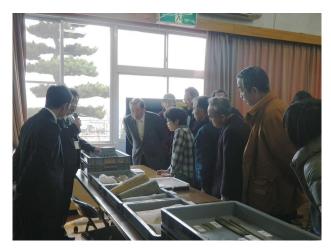
## (2) 整備の全体的な進め方

- ○指定地内の遺構の分布状況を踏まえ、公有地化を進める。未指定地については、追加指定を進め、 公有地化を図る。
- ○公有地化の進み具合に応じて、整備に必要な情報を得るための計画的な発掘調査を実施し、その調査結果に基づく研究・評価を行う。
- ○調査研究の進捗状況や整備計画内容や整備スケジュールを勘案しながら、調査研究成果に基づいて 段階的に整備を進める。
- ○ガイダンス施設などの整備を行い、調査研究で明らかになった郡衙の概要や価値を多様な方法を用いてわかりやすく伝える。
- ○座光寺地域土地利用計画や地域基本計画との整合性を図り、良好な景観の保全・育成にも資する整備を行うとともに、生活道路・通学路など住民生活に必要な施設との共存・調整・融和を図る。
- ○今後の追加指定や調査成果、社会情勢の変化に柔軟に対応して整備・活用を進める。



発掘作業の様子



史跡恒川官衙遺跡出土品の説明会 (座光寺地域での学習会の様子)

# 第Ⅳ章 公有地化と発掘調査

本章では、史跡整備を進める上で必要な指定地などの公有地化や、整備事業のための情報収集を目的 とした発掘調査の方向性及び計画を示す。

# 1節 公有地化の進め方

史跡恒川官衙遺跡の指定地について、これまで第 I 章 2 節で示した地区区分A 1 地区及び A 4 地区の公有地化を優先的に進めてきた。平成30(2018)年3月末時点で、指定地の総面積40,214.75㎡に対し、A 2 地区の一部を含め12,466.51㎡、指定地の31.00%を公有地化している。史跡恒川官衙遺跡の史跡整備事業では、さらに段階的に公有地化を図りながら史跡整備を進める。

整備計画対象地のうち、正倉院域のA1地区や恒川清水のA4地区については、保存活用計画に示したように、早い段階から整備事業に取り組む地区として位置づけ、平成28(2016)年度から30(2018)年度を目標とした早期の公有地化を進める。

A2・A3地区については、基本的に土地利用や建造物などの立地状況の変化、整備スケジュール、 財政状況などを勘案しながら、中・長期的に進めていくものとする。

また、B地区において郡衙域に含まれることが確実な場所については、条件が整った場所から追加指定を行い、指定後に順次公有地化を目指す。また、今後の発掘調査などの成果により、指定地と同等の価値を有することが判明した場所についても追加指定に向けた条件整備を進め、必要に応じて公有地化を目指す。

なお、ガイダンス施設の設置を計画しているA1地区南東側の土地についても、地権者の協力を得て 公有地化を目指す。

# 2節 発掘調査の方針と計画

## (1) 発掘調査の方針

本整備基本計画では、公有地化した地区における基盤整備・環境整備、正倉院の遺構表示などの整備を図るが、その整備事業を進める上で必要な遺構などの情報は十分得られているとは言い難い。そこで、公有地化した地区については、用地の取得状況、整備スケジュールなども勘案しながら、史跡の保存・整備・活用に必要な情報を収集するための発掘調査を計画的に実施する。この発掘調査は、必要最小限かつ適切な範囲を対象として、遺構確認を主とした適切な方法によるものとし、学識経験者などの指導を適宜仰ぎながら実施する。そして、その調査や検討作業の成果を、調査報告書にまとめる。また、その発掘調査自体を適宜公開し、情報発信の場としても活用することを図る。

なお、史跡恒川官衙遺跡内では、正徳5(1715)年の「未満水」の堆積層や、その直下の江戸時代の耕作面が確認されている。これらは、史跡の副次的な価値を構成する要素であるため、発掘調査にあたっては、その深度や範囲、未満水堆積層の層厚などを確認し、近世の地表面の把握ができるなどの適切な記録を作成したうえで下層の郡衙遺構の確認調査を進めることとする。

## (2) 発掘調査の計画 (図4)

#### ① A1地区

A1地区では、後述するように遺構表示などの整備事業を進めるため、正倉院の規模・構造や変遷を明らかにするための計画的な発掘調査を優先的に実施する。

これまでの調査によって、I · II 期の正倉遺構とII · II 期の正倉遺構は、一部が重複していることを確認している( $21\sim24$  頁参照)。このため、まず年代の新しいII · II 期の礎石建ち正倉の確認調査を進め、そのうえで、これまでの調査の成果や確認された遺構の状況などに応じてII · II 期の遺構の確認を行う。

Ⅲ期の礎石建ち正倉遺構の調査にあたっては、34次調査で建物の一部が確認されたST15の全体像を確認する。加えて、このST15と礎石建ち正倉ST13との配置関係を確認するとともに、このST15の北西や南東側に展開すると想定される当該期の正倉列の確認調査も行う。

正倉院南辺では、正倉院外周区画溝を検出し、その構造や改修時期などの変遷を明らかにする。併せて、正倉院の出入口や関連施設などの有無も確認する。また、瓦が出土した33次1区の正倉院南辺外周区画溝付近を中心に調査し、瓦葺き正倉の有無・規模・構造などを明らかにする。

出土遺物については、これまでの調査状況からみて炭化穀類が良好な状態で出土することが想定される。その形状や分布状況及び出土層位・位置を把握することにより、火災に遭った正倉の位置やその正倉収納物の特定を図るとともに、C14年代測定により火災年代の把握にも努める。また、炭化材についても、C14年代測定及び樹種同定を行い、建物の造営時期の把握と建物復元に関する情報取得に努める。

#### ② A 2 · A 3 地区

この地区は、大部分が宅地として利用されていることからこれまで調査事例が少なく、遺構の分布状況の把握は十分とは言い難い。従って、郡衙北限溝と推定される区画溝を整備するための詳細情報を得る目的の補足調査や、区画溝に囲まれた敷地内における郡衙関連遺構の有無・規模などを確認する調査を行う。

## ③ A4地区

A4地区の恒川清水については、保存活用計画において、住民に親しまれている水を湛える景観の復元整備を図る方向性が示されている。そこで、恒川清水の状況を把握するための調査を優先的に実施する。従って、この調査は最小限度の発掘調査及び湧水点を確認するボーリング調査などに留める。

また、恒川清水の近接地では、恒川清水における古代祭祀や当時の周囲の環境に関する情報を得るための調査を行う。

#### ④ 指定地外の地区

指定地近接地においては、郡庁をはじめ、郡衙関連遺構の有無などを確認するための確認調査を実施 する。

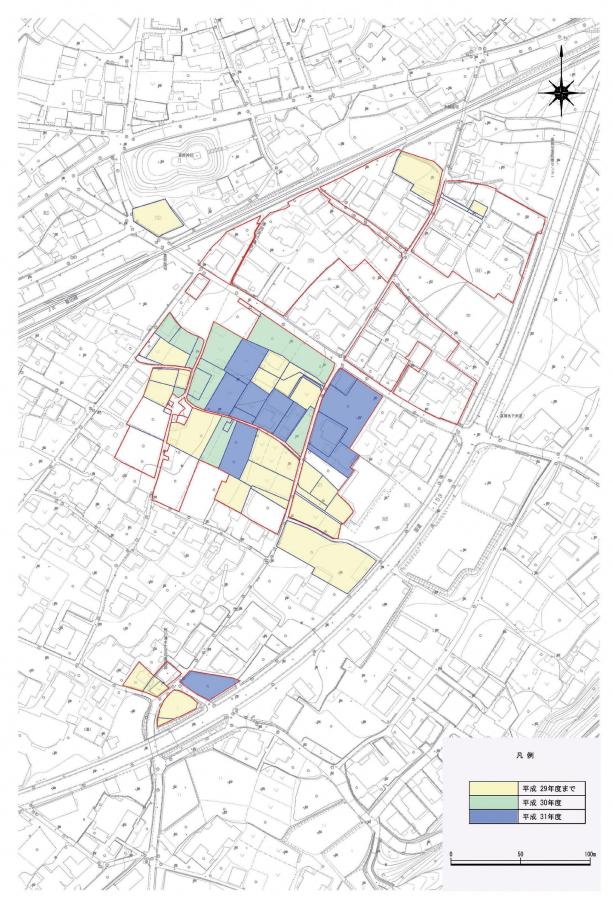


図4 発掘調査の年次計画

# 第V章 史跡整備をめぐる現状と課題

# 1節 指定地の土地利用の現況と課題

史跡恒川官衙遺跡の指定地は、平成30(2018)年3月末時点で、民有地が69%、公有地が31%である。 土地利用については、面積比で、宅地が41%、果樹畑24%、畑地15%、墓地0.5%、雑種地・その 他19.5%となっているが、その様相は、史跡高岡第1号古墳から国道153号へ通じる市道2-63号(高 岡河原線)を境界として北東部と南西部で大きく異なる(図5)。

## (1) 指定地北東部

北東部は、地区区分のA 2・A 3地区にあたる。 地区内のほとんどが住宅地として利用されており、畑地・果樹畑や空き地が僅かに点在している。 このA 2・A 3地区については、保存活用計 画で、当面の間は現状の土地利用のままとし、 段階的に公有地化及び整備を進めるとしている。



指定地北東部の現況

## (2) 指定地南西部

南西部は、地区区分のA1地区にあたる。柿・梨を中心とした果樹畑や畑地などの農地が大部分を占め、その中に住宅が点在する。北西寄りの場所には、薬師堂があり、その一画は墓地として利用されている。このA1地区については、保存活用計画で、整備を優先的に進めるとしており、公有地化及び遺構の把握など史跡整備事業に向け環境を整えていく必要がある。なお、上記の薬師堂及び墓地は史跡整備後も当面は現地に残ることから、墓参者などへの配慮や墓域を目立たなくするよう修景を行う必要がある。



指定地南西部の現況



薬師堂と墓地

# (3) 恒川清水

A1地区から南方に離れた位置にあるA4地区にあたる恒川清水の現状は、石垣によって囲まれた清水があり、その中には「水神」の碑がある。また、西辺の石垣上には十王堂や秋葉大権現・金比羅大権現などの碑が建てられている。このように、恒川清水は座光寺地域のシンボル的な場所として地域住民によって保存継承されてきている。

しかし、恒川清水は、かつては豊富な湧水を湛えていたが、現在は水位の低下や土砂などの堆積に よって、水が乾いた時には雑草が、水を湛えた時には藻が繁茂するなど、往時の景観が損なわれている。 そこで、保存活用計画では、水を湛えた景観の復元整備に優先的に取り組むとしている。そのためには、 まず湧水の状況などに係る情報収集が必要である。



恒川清水の現況(平成30年1月)



昭和 50 年頃の恒川清水 (写真提供 今村 進氏)

## (4) 指定地間の市道・河川等

史跡恒川官衙遺跡の指定地内や隣接地には、市道や河川・水路が多数存在しており、これらによって 指定地が幾つかの小地区に分断される形になっている。それらの市道や河川・水路には地域住民の生活 道路や農業用水路として利用されているものがあり、史跡の整備活用とこれら既存の交通・生活インフ ラ施設との関係をどのように調整していくかも大きな課題である。

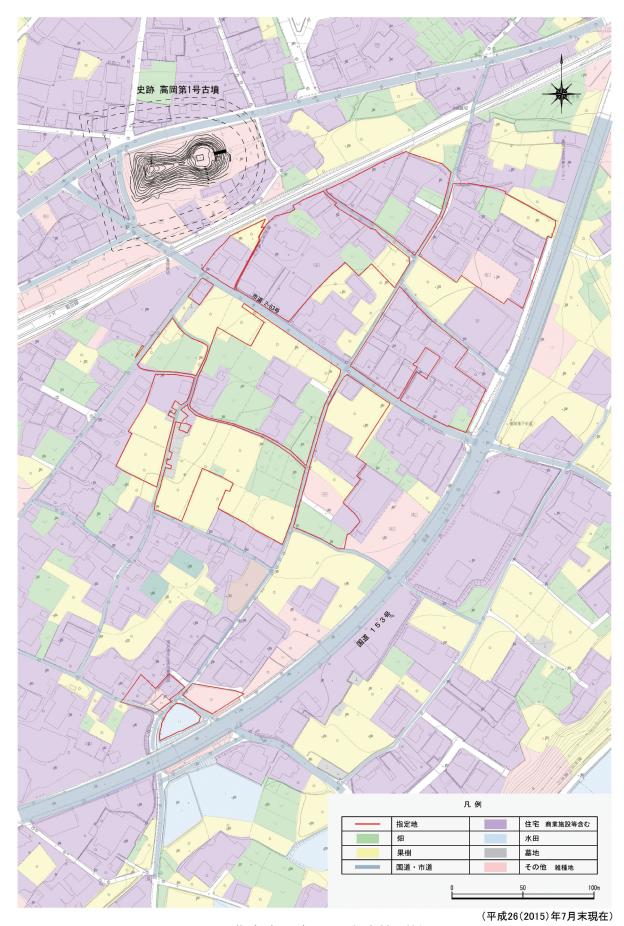


図5 指定地及び周辺の土地利用状況

# 2節 周辺地域の現状と課題

指定地を除く恒川遺跡群の範囲内(地区区分のB地区)には、宅地と農地がおよそ半々の割合で分布している。

指定地の北西側には JR飯田線及び県道上飯田線、市道座光寺 13 号線などがあり、商店街や住宅地となっている。指定地の東側には国道153 号が通り、沿線は商用地、さらにその縁辺部は住宅地又は柿を中心とした果樹畑となっている。また、恒川清水の南側は水田として利用されている。このように、指定地を含めた一帯は、様々な用途の土地が混在しており、指定地に接して住宅や電柱・電線などが存在していることから、史跡整備にあたっては周辺景観と調和した修景などを考慮する必要がある。



指定地東側の国道 153 号と商用地

なお、指定地の近接地で、郡衙遺構が存在しないことが明らかで且つ車でのアクセスの容易な地区がガイダンス施設の整備候補地にふさわしい。また、恒川遺跡群のすぐ北側には史跡高岡第1号古墳があり、その南西隅地区の広場には、座光寺地域によってベンチや恒川遺跡群及び周辺の古墳群に関する案内板が設置されている。この広場は、史跡恒川官衙遺跡や史跡高岡第1号古墳の見学に関わって様々に活用されており、地域では「史跡ひろば」の名称で親しまれている。この広場も、史跡恒川官衙遺跡との一体的な整備・活用が求められる。

さらに、恒川遺跡群を取り巻く周縁部では、北西側の段丘上段部から南東方向へ傾斜する斜面には果 樹園が、南東側の段丘崖下から天竜川に向かっての低地には水田や養魚池が分布している。これらは、 当地域における農村景観などの特徴をよく示すとともに、緑や水など地域住民の日常的な暮らしにおけ る良好な環境を構成する要素となっている。史跡整備にあたっては、これら周辺地域の景観や環境への 配慮も必要である。

なお、恒川遺跡群の西南に隣接する上郷地域では、2027年開通予定のリニア中央新幹線の本線や長野県駅の建設が計画され、座光寺地域にも本線や保守基地の建設が予定されている。今後、関連する公共事業の実施や民間開発の増加が見込まれ、史跡の周辺景観や保存管理に直接的・間接的に影響が及ぶことも予想される。そのため、史跡恒川官衙遺跡の整備・活用を通じて、地域の良好な景観の保全という意識を醸成していくことも重要である。



恒川遺跡周辺の農村景観

# 3節 これまでの発掘調査の状況と課題

恒川遺跡群内においては、指定地以外の場所も含め、これまで(平成 29 (2017) 年 12 月末まで)に 95 次の調査を実施している (図 6)。

その結果、A 1 地区やA 2 地区では、 I 期から IV 期の変遷をたどる正倉院の状況がある程度判明している(図 7-1、図 7-2)。

I期は、本格的な正倉院の成立以前で、小規模な掘立柱建物のみで構成されていたと考えられる。

Ⅱ期からは正倉院の計画的な造営が認められる。外周区画溝が北側にある史跡高岡第1号古墳を避けて台形状に設けられ、正倉院南辺外周区画溝に寄った場所には、桁行4間、梁行3間の総柱掘立柱建物がほぼ等間隔で直線的に配置される。

Ⅲ期は、掘立柱建物と同じ場所に礎石建物が建てられたと見られるが、礎石が抜き取られていることもあり明確ではない。なお、33次調査では正倉院南辺外周区画溝から瓦が出土していることから、付近に瓦葺きの正倉が存在した可能性もある。

Ⅳ期は、Ⅱ・Ⅲ期の正倉群の北東側にあたる位置に正倉が設置されたとみられるが、規則的な建物配置は認められない。また、現状では区画溝が認められないため、明確な正倉院域が形成されていなかった可能性もある。



正倉院南辺外周区画溝と瓦の出土状況

このように、正倉院の大まかな変遷についてはある程度明らかになったが、各時期の正倉配置、正倉の建物規模・構造・収納物などについては未解明な点が多い。また、III・III 期の掘立柱建物と重複して検出されている箇所があり、正倉院の遺構表示などの整備に際して、どの時期の遺構を選択するか、あるいは遺構の重複をどう識別して表示するか、なども検討課題として残る。

なお、A 2地区北部では廃棄された多量の土器類とともに掘立柱建物群が検出されており、これらが 館か厨家にあたる可能性が考えられている。また、南方のA 4地区では恒川清水隣接地の調査で掘立柱 建物などの遺構や流路が検出されている。この流路からは人形・馬形・斎串など奈良時代の祭祀遺物が 出土しており、この地区は律令的な祭祀が行われた場であったと考えられている。その他、指定地以外 の調査では、B地区内で曹司と推定される建物遺構なども部分的に検出されている。

上記のように、伊那郡衙の様相については断片的な情報は把握できているが、郡衙の主要施設である郡庁の所在地などは未確認であり、指定地内においても調査箇所はまだ一部に限られていて、史跡整備を進める上でさらに解明すべき点が多く、今後の継続的調査が必要である。

このほか、これまでの発掘調査の結果、史跡恒川官衙遺跡内では、表土の下層に正徳 5 (1715) 年の「未満水」の堆積層があり、その直下に江戸時代の耕作面が存在することが判明している。郡衙遺構の検出作業にあたっては、これらの上層遺構の扱いにも留意する必要がある。

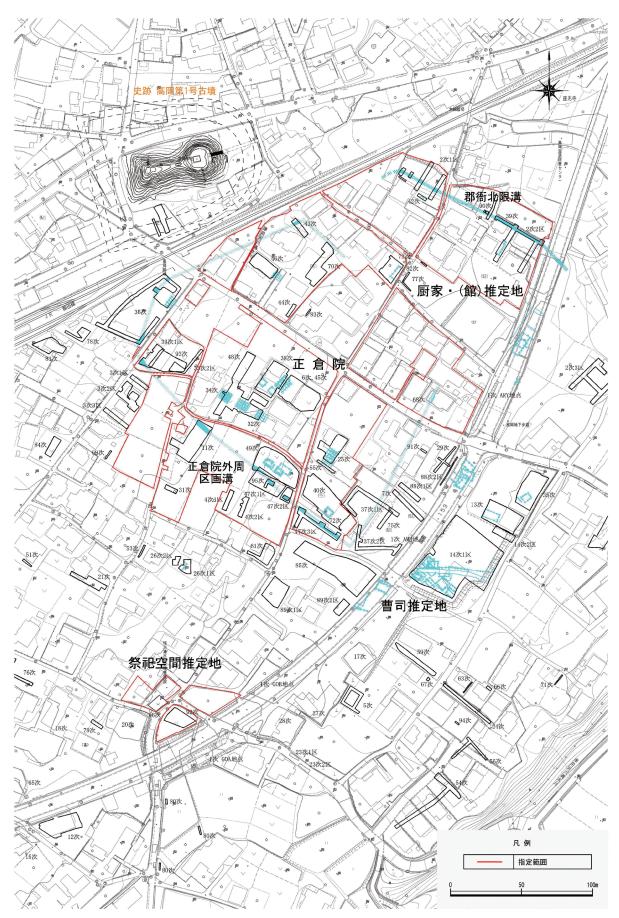


図6 過去の発掘調査実施箇所